

南砺市立五箇山学舎いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条より)

(1) 基本理念

本校では、「いじめは、いつでも、どこでも、どの児童生徒にでも起こり得る」「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体の重大な危険を生じさせる恐れがある」との危機意識をもち、「みんなの笑顔があふれる学校」となるように、いじめ防止対策（未然防止・早期発見・早期解決）に迅速に取り組むとともに、安心かつ安全な環境づくりに尽力します。

(2) 指導の方針

基本理念に則り、「いじめは絶対に許されない」「いじめは人権を損なう行為である」「子供たちを徹底して守り通す」との意識で、保護者や地域住民、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止対策に全力で取り組みます。

(3) 組織体制

① いじめ防止等の対策のための組織名称を「いじめ防止対策委員会」とします。

② いじめ防止対策委員会の役割を次の通りとします。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（各アンケート等）
- ・いじめの相談及び通報の窓口の設置
- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信及び意見聴取

(4) いじめ防止対策

① 未然防止

児童生徒が安心して過ごせるような学校づくりを基盤とし、いじめを生まない環境づくりに努めます。また、教職員が共通理解の下、組織的に未然防止に取り組めます。

- ・全教育活動を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みます。
- ・日頃から「いじめを絶対に許さない」という強い決意をもち、児童生徒・教師・保護者間の信頼関係づくりに努めます。
- ・いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための児童生徒の主体的な取組を支援します。
- ・保護者や地域からの相談等には、傾聴の構えで誠実に対応します。
- ・教職員間の連携を密にし、日頃から児童生徒に関する情報交換を行います。

② 早期発見

ささいな変化であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、積極的に認知します。また、チーム一丸となって対応していきます。

- ・児童生徒と関わり合う時間を多く確保し、ささいな兆候も見逃さないように努めます。
- ・困っていたり、悩んでいたりする児童生徒に積極的に声をかけ、いじめや悩み等の把握に努めます。
- ・教育相談（年5回）にあわせた「相談アンケート」や、保護者・児童生徒対象の「いじめアンケート」（年3回）を実施し、児童生徒の悩み等の把握に努めます。
- ・児童生徒全員がスクールカウンセラーと面談できる機会をつくり、一人一人の心の安定を図ることができるように努めます。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合、迅速かつ正確な情報収集を行い、学校全体で継続的に対応し、早期解決・再発防止を図ります。

ア いじめに対する措置

- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を第一に確保します。
- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、関係児童生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確かめます。
- ・事実確認の結果は、南砺市教育委員会へ報告するとともに、保護者にも連絡します。
- ・犯罪行為は警察に相談しながら、連携して対応します。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の心のケアや保護者支援に努めます。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導やその保護者への助言を行います。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、場合によってはいじめに加担していることもあり得ることを理解させます。

イ ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員の対応力を高めます。
- ・情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について、児童生徒の理解を深めます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、情報削除や発信情報開示等、適切に対応します。
- ・児童生徒の生命身体等に重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察や関係機関と連携し、対応します。

④ 重大事態への対処

- ・ただちに南砺市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報し、連携して対応を進めます。
- ・被害及び加害児童生徒並びに保護者については、教育的配慮の下で、南砺市教育委員会と協力・連携しながら対応します。